

(規則)

議員提出議案第二十四号

青森市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について(可決)

右の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び会議規則第十四条の規定により提出します。

青森市議会会議規則(平成十七年青森市議会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第十四条に次の一項を加える。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

第十九条に次の一項を加える。

3 委員会が提出した議案につき第一項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

第三十七条第二項中「提出者の説明又は」を「前二項における提出者の説明及び第一項における」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員会に付託することができる。

第七十八条第一項中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改める。

第七十九条中「、印刷して」を削り、「配布」の下に「(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、電磁的方法による提供を含む。)」を加える。

第八十一条中「議員」の下に「（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、法第二百二十三条第三項に規定する署名に代わる措置をとる議員）」を加える。

第九十八条第二項中「第九十九条の二第三項」を「第九十九条の二第四項」に改める。

第四百四十二条及び第五百五十五条中「第三十七条第二項」を「第三十七条第三項」に改める。

附 則

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~

#### 提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正をするため、提案するものである。

平成十八年十二月二十日

( 条例 )

議員提出議案第二十五号

青森市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について(可決)

右の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び会議規則第十四条の規定により提出します。

青森市議会委員会条例(平成十七年青森市条例第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第三条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第五条ただし書を削る。

第八条第一項中「は、議長が会議に諮って指名する」を「の選任は、議長の指名による」に改め、同条第二項中「会議に諮って」を削り、同条第三項中「第三条第三項」を「第三条第二項」に改める。

第十四条(見出しを含む。)中「議会運営委員及び特別委員」を「委員」に改める。

第三十条第一項中「調整」を「調製」に改める。

附 則

( 施行期日 )

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正をするため、提案するものである。

平成十八年十二月二十日

(意見書)

議員提出議案第26号

### 道路財源の確保に関する意見書(可決)

本市は、鉄道の利便性が低く自動車交通への依存率が高いため、冬場の道路交通の確保が必要不可欠であるが、平成17年・平成18年の2カ年にわたり豪雪に見舞われ、除雪費用が平成16年度では32億円、平成17年度でも23億円を費やしている。幹線の国道、県道の除雪については道路特定財源が充当されているが、圧倒的に延長の長い市道の除雪は市の一般財源で行っている。これについては交付税で措置されることになっているが、昨今の交付税改革の中、財政調整のための基金も底をつくなど市の財政状況も急速に悪化している。今後豪雪が続いた場合、必要な冬期の道路管理が行えるかどうか大変不安であり、これは本市のみならず、全国の豪雪地帯の市町村共通の悩みとなっている。

道路特定財源は、受益者である自動車利用者が道路整備の費用を負担する目的税である。「雪国青森」では、日常生活においても自動車が主たる移動手段となっており、現状のままで道路特定財源を一般財源化することは、受益者である自動車利用者の理解を得ることはできない。たとえ一般財源化するとしても、地域の特色に合った道路整備や豪雪等の災害時に対しても早い時期に機能維持が行えるよう、道路予算に全額充当するよう願うものである。

都市、地方のいずれに住む者も公平で活力のある生活が営まれるよう、その根幹的社会基盤施設である道路整備をより一層積極的に推し進め、いまだおこなっている地方部の道路整備がますます立ちおこなうことのないよう国及び関係機関に強く望むものである。

よって、次の事項について強く要望する。

#### 記

一、地方の道路整備は立ちおこなわれており、地方の道路整備財源の充実を図ること。

一、道路特定財源を一般財源化したとしても、受益者負担という制度の趣旨に沿って、道路整備のための財源として確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月20日

---

議員提出議案第27号

### 森林の保全及び林業の活性化に関する意見書(可決)

昨今、温室効果ガスの増加による地球温暖化現象が、人類の生存基盤を揺るがす重要な環境問題とされている中で、昨年2月には「京都議定書」が発効した。これを受け、同年4月に政府は「京都議定書目標達成計画」を策定したが、その中で森林は温室効果ガスの吸収量として3.9%が課せられるなど大きな役割が期待されている。

また、昨年7月のグレンイーグルス・サミットにおいて、違法伐採に取り組むことが地球環境の保全や森林の持続可能な経営に向けた第一歩であることが合意され、本年7月のサンクトペテルブルク・サミットにおいてもその重要性が再確認されたところである。

我が国においても、政府及び業界が一体となって違法伐採対策に着手したところであり、違法伐採問題に対する取り組みを強化することが求められている。

さらに、近年、自然災害が多発する中で、山地災害未然防止に向けた治山対策や森林整備等、自然環

境や生活環境での「安全・安心の確保」に対する国民の期待と要請は年々増加し、森林の持つ多面的機能の発揮が一層期待されている。

このような中で、平成18年9月8日、森林・林業基本計画が閣議決定され、今後は、その骨子である多様で健全な森林への誘導、国土保全等の推進、林業・木材関連産業の再生を前提に、森林整備や地域材利用計画の推進、林業労働力の確保等の対策を進めていくこととしている。

しかしながら、今なお厳しい状況が続いている林業・木材関連産業の再生につなげていくには、強力な施策の展開が必要である。

よって、国においては、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

#### 記

- 1 森林・林業基本計画に基づく、多様で健全な森林・保全の推進、林業・木材関連産業の再生等、望ましい森林・林業政策実行に向け、必要な予算を確保すること。
- 2 二酸化炭素を排出する者が負担する税制上の措置などにより、地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策を推進するための、安定的な財源確保を図ること。
- 3 森林整備を通じた「緑の雇用担い手対策事業」の充実と、森林・林業基本計画に基づく労働力確保諸施策の確立、国産材利用・安定供給対策並びに地域材利用対策の推進と、木材の生産・加工・流通体制の整備に向け、関係省庁の枠を越えた計画の推進を図ること。
- 4 国民の安全・安心な暮らしを守る国土基盤の形成のため国土保全対策を推進すること。特に国有林野については、国有林野事業特別会計改革に当たっては、地域振興に資する管理体制の確保を図り、国民の共有財産である国有林の持続可能な森林管理と技術者の育成・確保を国が責任を持って図ること。
- 5 地球規模での環境保全や持続可能な森林経営を目指した違法伐採対策の推進を図ること。
- 6 森林整備地域活動支援交付金制度を継続するとともに、その充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年12月20日

---

#### 議員提出議案第28号

#### 障害者自立支援法の抜本的な改正を求める意見書（可決）

本年10月から障害者自立支援法が本格的に施行された。障害者施設や居宅支援の利用に係る応益負担（定率1割）の導入は、障害者の生活を直撃し、施設からの退所、作業所への通所やホームヘルプサービス利用の制限などの形で、生活水準の低下を引き起こしている。また、事業者側も、報酬単価の引き下げや日払い化によって、事業運営の継続が困難な状況に追い込まれている。

障害者の生活実態を重く見た地方自治体は、応益負担・自立支援医療費について独自の負担軽減策（2006年9月25日付朝日新聞調査によると、都道府県・90市区の4割が実施または実施予定）を行っている。施行直後から、多くの自治体が軽減策を講じなければならない事態は、そもそも法の制度設計に無理があったと言わざるを得ない。

4月からの応益負担に加え、10月からは、新サービス体系への移行、新たな障害程度区分に基づく支給決定などが始まり、障害者、家族、事業所への影響は、さらに深刻さを増している。

本年8月、国連特別委員会では、「障害者の権利条約」案の合意がなされ、年内に国連総会で条約が採択される予定となった。世界の潮流にかんがみ、真に障害者に対する差別を撤廃し、障害者の自立と社

会参加を求める立場から、障害者自立支援法について下記の事項を求める。

記

- 1、障害者自立支援法施行による障害当事者、家族、事業者、地方自治体への影響調査を早急に行い、真にノーマライゼーションの理念に則して同法の見直しを根本から行うこと。
- 2、応益（定率）負担制度を抜本的に見直すこと。  
特に、授産施設など就労支援施設に係る利用料負担については、応益負担の撤回を含めて見直すこと。  
10月から導入された障害乳幼児の療育に関する応益負担については、「子どもの福祉」を最優先する視点から凍結し、現行の公的責任による施策を継続すること。
- 3、自立支援医療の実施により、公費負担を受けられる対象が大幅に制限され、患者・家族の負担が急増している。障害者・障害児が安心して医療を受けられるよう、同法から自立支援医療を切り離し、従来の精神通院医療、育成医療、更正医療に戻すこと。
- 4、障害者程度区分の認定については、知的障害や精神障害の判定が、実際の障害程度より軽くなるなど、生活の実態を反映することが非常に難しい。介護保険制度に準じた判定基準を当てはめるのではなく、障害当事者の個々の生活ニーズに基づく支給決定の仕組みにつくりかえること。
- 5、地域生活支援事業（相談支援、移動支援など）は、国の裁量的経費であり補助金によって事業内容が制限される。自治体の積極的な取り組みが可能となるよう地域生活支援事業の予算を大幅に増額すること。また、移動支援は国の義務的経費とし、障害者の社会参加を保障すること。
- 6、自治体間の格差を是正し、障害者の地域生活の充実を図るために、地域生活基盤の緊急整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月20日

---

議員提出議案第29号

公共工事における賃金等確保法（公契約法）の制定を求める意見書（否決）

今日、景気回復の効果が一部の大手ゼネコン、住宅販売メーカーにとどまり、建設投資全体の落ち込みを改善するには至っていない。

ダンピング受注競争も激しく、公正な元下取引の最低ルール（書面契約）さえ無視され、指し値の蔓延、現場で働く職人・労働者の賃金・労働条件が大きく切り下がり、生活の危機が増している。

生活していくための賃金・労働条件が「市場まかせ」に放置されるのではなく、とりわけ、公共工事の現場で汗して働く建設労働者の最低限の生活を支える賃金・労働条件が確保されることがどうしても必要と考える。

また、これらによって、建設産業の健全な発展と公共工事を含む建設生産が適正に行われる条件となることが期待される。

1949年にILO（国際労働機関）で「公契約における労働条項に関する条約」が決議されており、この趣旨を生かした公共工事におけるルールが必要である。

既に、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が全会一致で成立し、参議院で「地域の雇用と経済を支える優良な中小・中堅建設業者の受注機会が確保されるよう配慮するとともに、建設労働者の賃金・労働条件の確保が適切に行われるよう努めること」との附帯決議も採択されている。

生活するための建設労働者の賃金を、資材や商品と同じ市場にさらすのではなく、賃金を底支える制度となる「公共工事における賃金等確保法」(公契約法)の制定を検討くださることを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月20日

---

議員提出議案第30号

リハビリテーションの診療報酬制度に関する実態調査を早め、  
制度の緊急停止を求める意見書(否決)

厚生労働省は本年4月の診療報酬改定によって、障害を持った患者のリハビリ医療を発症から起算して最高で180日間に制限し、それ以上の給付は例外的疾患を除いては打ち切るという「リハビリ算定日数制限」を設けた。

青森県保険医協会の調査によると、これによって青森県内ではリハビリを打ち切られた患者は9月27日の段階で1201名と報告されている。

厚生労働省は、リハビリを打ち切られた患者は介護保険に移行し、リハビリを受けるように促しているが、実際には受け皿としての介護施設でのリハビリは十分ではなく、そこで働くリハビリ技術者も少ないのが現状である。

政府は、緊急に実態調査を行い、来年の2月に結果を報告するとしているが、この状況の中でも、状態が悪化したり、命にかかわる患者もいる。

以上のことから、市民の健康と命を守るために、次の事項を要請する。

記

1. リハビリテーションの診療報酬改定に関する実態調査を早めること。
2. 実態の結果が出るまでは、制度そのものを緊急に停止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月20日

---

議員提出議案第31号

最低保障年金制度の創設を求める意見書(否決)

高齢者は、今、厳しい生活を強いられている。医療費の負担増、年金「改革」による給付水準の引き下げ、年金課税の強化、ホテルコストの徴収など介護費用の負担増などが、次々に実施されている。また、来年は、すべての高齢者に保険料負担を強いる新たな医療制度の「改革」が計画されている。このように連続的な高齢者への負担増には、もう耐えられない状況である。生活保護受給者の割合が年々増加し、指定都市市長会では昨年7月、「無供出で一定年齢に達したら受給できる最低年金制度を創設する」ことを提案した。

無年金・低年金者が増加し、暮らしていけない高齢者がふえてきている。また、厚生年金、国民年金ともいわゆる年金制度の空洞化が進んでいる。雇用の不安定化と相まって、このままではさらに無年金・低年金の人がふえることが予想される。

公的年金制度の崩壊を防ぎ、すべての国民に老後の安定した生活を保障するためには、保険料の要らない年金、つまり、全額国庫負担の最低保障年金制度をつくる以外に道はないと考える。

今、多くの国民が政治に求めているものは、年金や社会保障の充実であることは、世論調査などでも明らかになっている。

以上の理由により、全額国庫負担による最低保障年金制度の創設を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月20日

---